

閱 覧 図 書

事 業 名 : 宮城川国有林森林整備事業(造林)

事業内容 : 地拵	7.16ha
植付	7.16ha
防護柵設置	1.99km
単木保護	1.61ha
下刈	5.19ha

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
3. 事業内訳書
4. 仕様書
5. 位置図
6. 契約情報の公表様式

和歌山森林管理署

（素材生産及び造林事業）

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。

6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - （1）入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名押印を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名及び代理人の押印を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - （9）入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - （10）明らかに連合によると認められる入札書
 - （11）同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - （12）入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下

同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。

- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
 20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
 21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

収入印
紙

森林整備事業請負契約書

- 1 事業名 宮城川国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 和歌山県西牟婁郡すさみ町 宮城川国有林62い2林小班外
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和9年2月26日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第4項
○	部分払	月 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
植栽器具	木柄型	4本	和歌山森林管理署	契約締結の日

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (3) 下刈折損の損害賠償については、別紙1のとおりとする。
- (4) 暴力団排除に関する特約条項は別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年6月17日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を協同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 和歌山県田辺市新庄町2345-1
分任支出負担行為担当
氏名 和歌山森林管理署長 上野 康史 印

請負者 住所
氏名 印

(別紙1)

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において乙がした苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、甲は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は甲の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容切損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

別紙 2

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう、以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負人が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負の契約を解除せず、若しくは再請負人に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量	備考	
西牟婁	地 拵	契約締結日の翌日 ～ R 9. 2. 26	宮城川	62い2①	地-1	1.30ha	全刈存置	
				62い2②	地-2	0.65ha		
				62い2③	地-3	0.82ha		
				62は3	地-4	3.60ha		
				63た2	地-5	0.79ha		
				計		7.16ha		
	植 付	契約締結日の翌日 ～ R 9. 2. 26	宮城川	62い2①	新-1	1.30ha	スギ	1,060本
							ヒノキ	1,617本
				62い2②	新-2	0.65ha	スギ	660本
							ヒノキ	672本
				62い2③	新-3	0.82ha	スギ	420本
							ヒノキ	1,281本
	62は3	新-4	3.60ha	スギ	1,740本			
				ヒノキ	5,733本			
	63た2	改-5	0.79ha	スギ	1,580本			
				ヒノキ				
	計		7.16ha	スギ	5,460本			
				ヒノキ	9,303本			
	防護柵設置	契約締結日の翌日 ～ R 9. 2. 26	宮城川	62い2	柵-1	0.91km	支柱利用	0.80km
							立木利用	0.11km
				62は3	柵-2	1.08km	支柱利用	0.39km
				立木利用	0.69km			
	計		1.99km	支柱利用	1.19km			
				立木利用	0.80km			
	単木保護	契約締結日の翌日 ～ R 9. 2. 26	宮城川	62い2	単-1	0.82ha	スギ	420本
							ヒノキ	1,281本
				63た2	単-2	0.79ha	スギ	1,580本
				ヒノキ				
計		1.61ha	スギ	2,000本				
			ヒノキ	1,281本				
下 刈	R 8. 9. 1 ～ R 9. 2. 26	宮城川	63り	下-1	4.15ha			
			67は1	下-2	0.56ha			
			67は2	下-3	0.48ha			
			計		5.19ha			

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする。

特記仕様書 (熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について)

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日 (気象庁が公表している地上気象観測所等の気温) または暑さ指数 (WBGT値) が25度以上の日 (環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない (事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT値) を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則 (昭和27年運輸省令第101号) 第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計 (精度区分クラス2以上) により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得または計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員に事業日報及び計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} (\%)}$$
 ※補正係数は1.2とする。

特記仕様書 (安全確保に資する衛星携帯電話の利用について)

- 1 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- 2 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- 3 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。
- 4 請負者は、監督職員が3による衛星携帯電話の通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更または利用を中止するものとする。
- 5 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。

 - (1) 衛星携帯電話事業者名
 - (2) 衛星携帯電話サービス名
 - (3) 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類 (以下「使用端末等」という。)
 - (4) 利用料金
 - (5) 利用期間
 - (6) 本事業以外の事業への供用の有無 他事業名 (署名・物件名)
- 6 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- 7 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。

なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
- 8 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- 9 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。

また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名		事業場所						
発生日時		令和 年 月 日 (曜日)		時 分		天候		
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載する。また、略図を添付する。							
被害状況	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別		職種	
	連絡先						経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書（全刈）

（地床植生の刈払及び末木枝条の処理）

- 1 地表植生（木本類、ササ、雑草等）は植付に支障とならないように刈払う。
- 2 刈払物、末木枝条は植付の支障とならないように整理する。
- 3 地拵は等高線に沿って行う。

（立木の処置）

- 4 伐採時から保残している高木性広葉樹（胸高直径おおむね10cm程度以上のもの）は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。
- 5 伐倒木は監督職員の指示により、植付に支障とならないように整理する。

（巻枯らしの要領）

- 6 巻枯らしは、地上おおむね1.0mの箇所、幅約20cmの上端及び下端に鋸目を木質部に1cm以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ1cm以上はぎ取る。

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 7 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 8 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

- 9 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

植付仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(苗木の管理)

- 2 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付樹種、植付本数並びに列間苗間距離)

- 3 植付樹種、植付本数は次のとおりとする

植付樹種	林小班	1ha当たりの植付本数 (本/ha)
スギ (少花粉)	62い2、は3、63た2	2, 000本
ヒノキ	62い2、は3	2, 100本

- 4 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 5 全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、2,000本/ha植栽は列間及び苗間距離は2.25m、2,100本/ha植栽は列間及び苗間距離は2.20mを基準とする。ただし、この目安により難しい場合は、現地の状況に応じて定める。

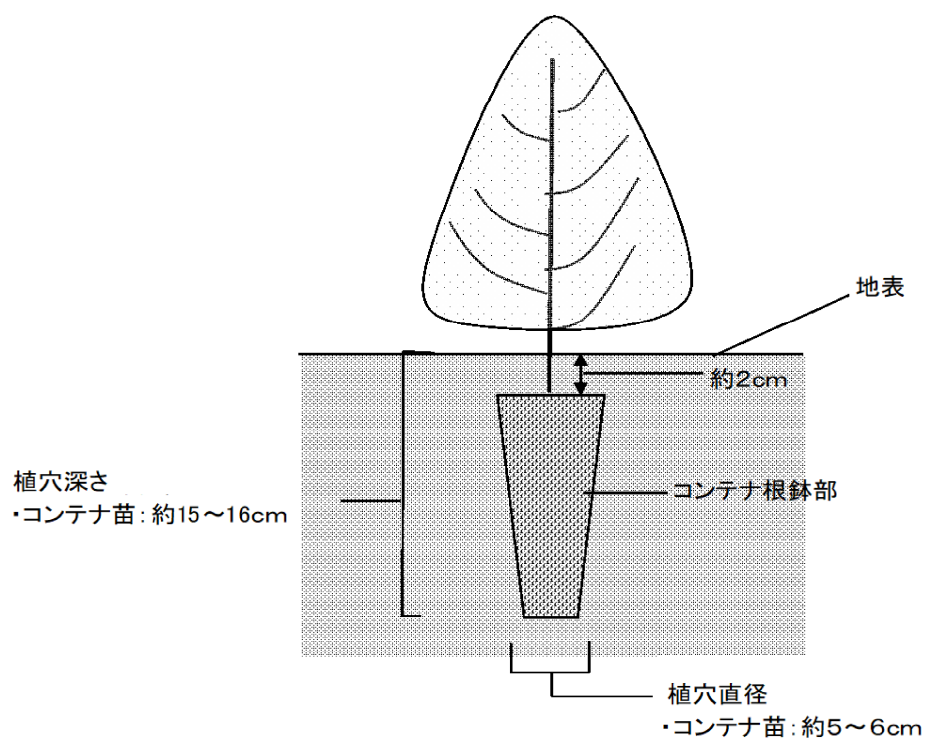
(植付要領)

- 6 植付本数及び列間、苗間距離の基準に基づき、適宜の物差し（列間、苗間の印を付したものを）を用いて植付地点を決定する。
- 7 植付地点に伐根、石礫等があつて植付困難な場合は、苗間方向に移動して調整し、列間方向では調整しないこと。
- 8 植穴掘りをする場合、中の石や根は取り除き、腐植土は周辺に散乱させないように置く。
- 9 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 10 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。（根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。）

- 11 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。（根鉢を潰さないように留意すること。）
- 12 根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。
- 13 植付苗木の根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。

（苗木の管理・取扱）

- 14 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 15 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 16 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 17 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

- 18 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗長	根元径	根鉢部	数量
スギ (少花粉)	35cm上	4.0mm上	150cc	5,460本
ヒノキ	35cm上	3.5mm上	150cc	9,303本
計				14,763本

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (5) 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (6) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 苗木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。
- (2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう10本単位程度に結束すること。
- (3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書①

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないよう確実に固定すること。
- 3 支柱設置箇所之地山状況が凹凸である場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1(1))
また、植付区域より上部の斜面にネットを設置する場合は、急斜面を避け傾斜が緩やかになった箇所に設置すること。
- 4 支柱設置については、まず初めに支柱を作業の進行方向に若干傾けた状態で打ち込んでおき、その後に行うネット取付作業時に、ネットの上張りロープを使用して支柱を進行方向の反対側に引っ張り、上張りロープの張力によって支柱が垂直に起きた状態で固定させること。(別図1(2))
- 5 必要に応じて支柱には支柱控えロープ及び支柱控えアンカーを用いて柵を安定させること。(別図2)

(ネット下部の固定)

- 6 ネット下部と地面に隙間ができないよう、固定アンカーを確実に打ち込むこと。
なお、固定アンカーが打ち込めない場所で、やむを得ず地面と隙間ができてしまう場合は、丸太をネット下部や下張りロープへ結束バンドを使用して括り付ける等、隙間を作らない対策を行うこと。
- 7 固定アンカーの打ち込みは、人力によって簡単に抜けるような箇所には行わないこと。

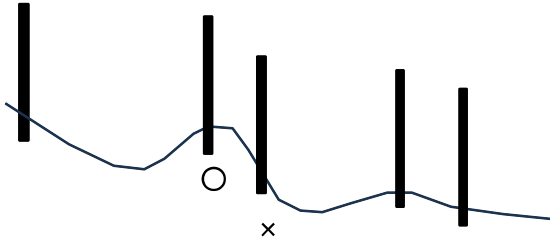
(ネットの張り具合)

- 8 ネットの上張りロープは、弛みが生じないように固定すること。
- 9 適切な張り具合の目安として、垂直方向にネットの目数が確認できる程度とすること。
- 10 急傾斜地において、ネットが自らの重さによって必要以上に斜面下部へ引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネット上部と上張りロープを固定すること。

(別図 1)

(1)

支柱の設置箇所

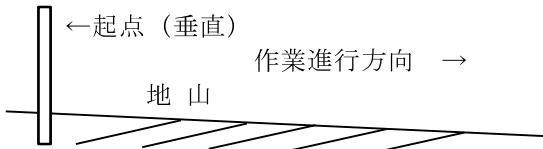


* 支柱の間隔は約 4 m

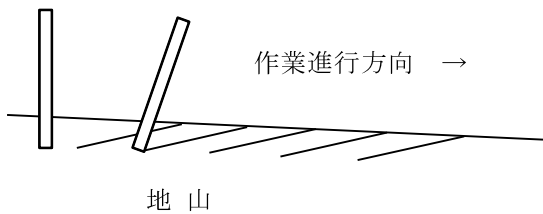
支柱の打込箇所で地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込

(2)

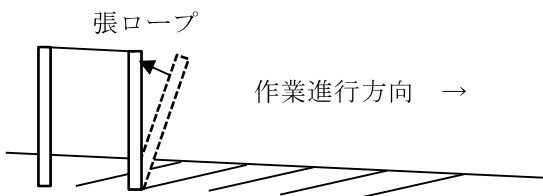
支柱の固定方法



ネットの設置作業は斜面上方か

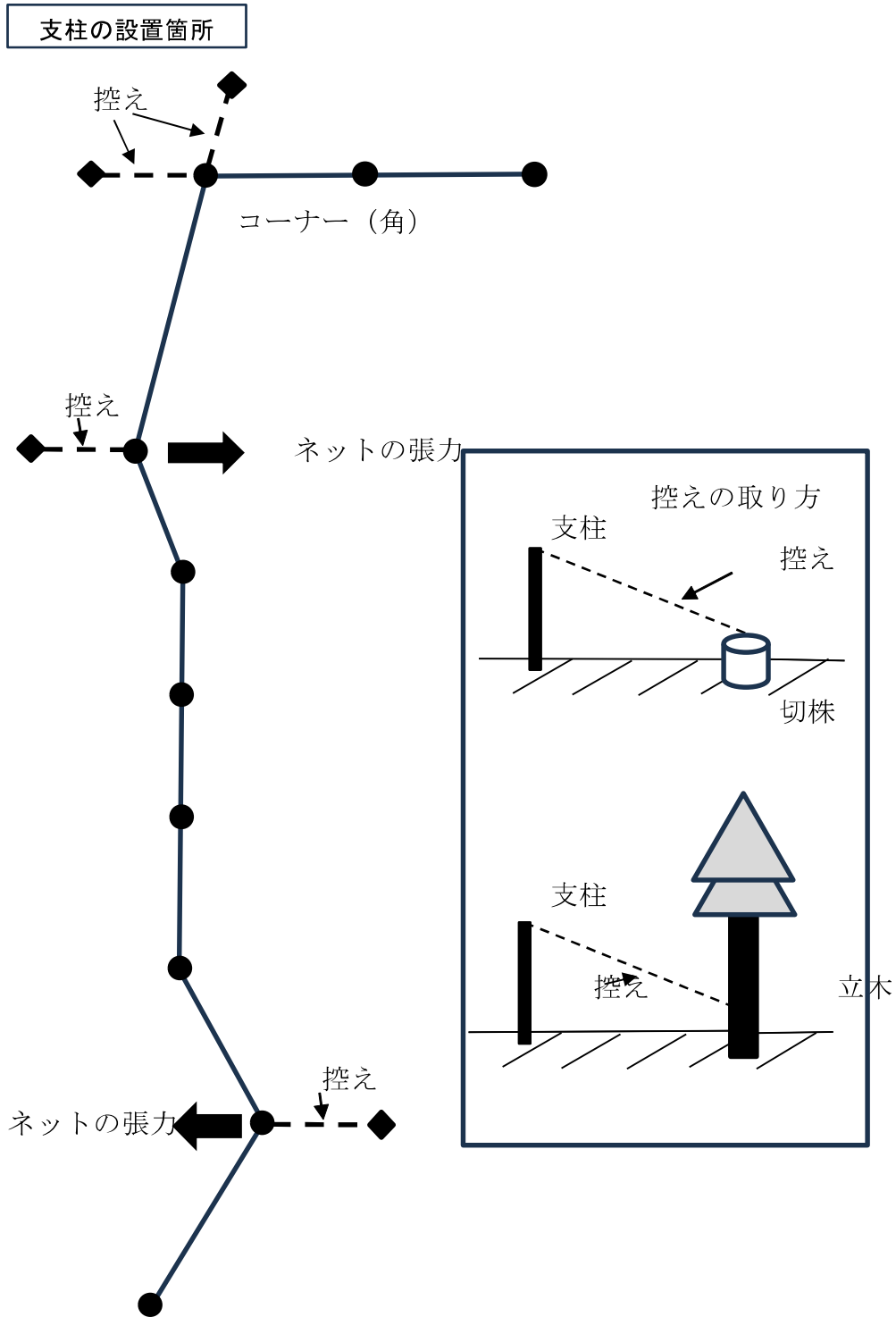


支柱は作業進行方向(斜面下)



ロープの張力により支柱を引き起こし、垂直の状態に仕上げる

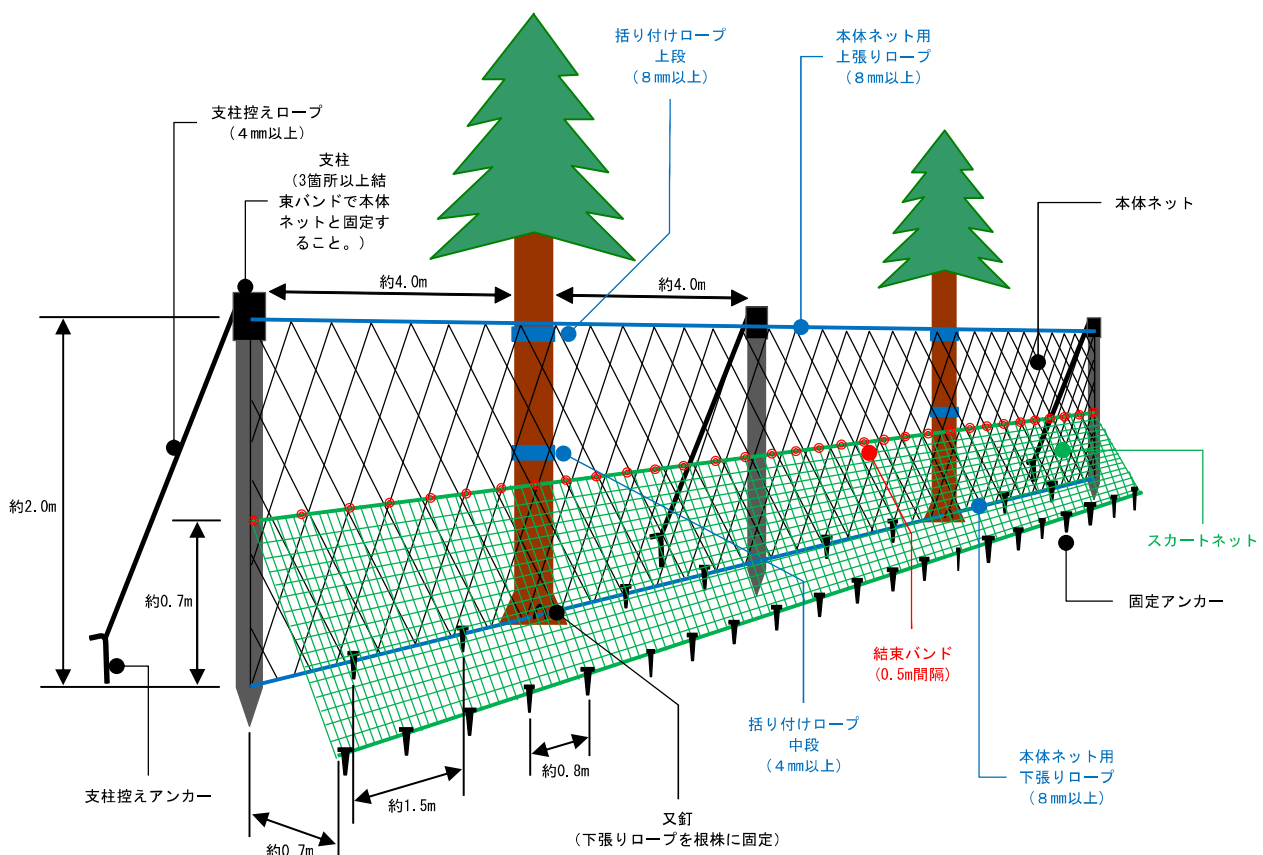
(別図2)



防護柵設置仕様書②（標準張り、支柱・立木利用）及び標準図

- 1 防護柵（標準張り、支柱・立木利用）の設置については、防護柵設置仕様書①に定める事項の他、下記を基本とすること。
- 2 立木利用による防護柵設置で使用する立木は、発注者が指示した箇所とする。
- 3 支柱及び立木利用の設置間隔は約4.0mとし、上張りロープは緩みによる垂れ下がりが無いような措置を講ずること。
- 4 立木利用による本体ネット取り付けは、上段（2.0m程度）と中段（1.0m程度）でロープを使用して括り付けるとともに、下段（下張りロープ箇所）は又釘を使用して根株に固定すること。
- 5 スカートネットは、設置した本体ネットの地面側から高さ約0.7mの位置を上端として取り付けることとし、取り付けには結束バンドを使用して約0.5mの間隔で括り付けること。
その際は、スカートネットに弛みを発生させることなく真っ直ぐ張るように注意すること。
- 6 本体ネットとスカートネットは、固定アンカーを使用して確実に地面へ固定することとし、その間隔は本体ネット側で約1.5m、スカートネット側で約0.8mとする。
- 7 防護柵設置にあたり、歩道を横断する箇所がある場合は、開閉の出来る出入口を作製すること。
- 8 設置に当たり疑問等が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を仰ぐこと。

【標準図】



防護柵購入仕様書

- 1 防護柵物品の品質及び規格・数量は、次に示すとおりとする。
 なお、事業完了時資材が余った場合は、すべて国に帰属するものとする。

物品	品質及び規格	全体数量	備考
獣害防止ネット (標準張り用：青又はオレンジ)	網目：100mm目合以下、高さ：1.8m以上 PE：PE200d/120本又は400d/60本以上(青又はオレンジ等色付き)	2,050m	50m × 41巻
獣害防止ネット用上張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	2,145m	55m × 39巻
獣害防止ネット用下張りロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：8mm以上	2,145m	55m × 39巻
スカートネット (標準張り用)	PE、網目：16mm目合以下、幅：1.00m、野ウサギ対策用	2,050m	50m × 41巻
固定アンカー (ネット用)	ABS等樹脂製、L=400mm以上	3,815本	
支柱上部 (セパレート式)	FRP・ABS樹脂被覆〔径：33mm以上×長さ：1.8m以上 色：オレンジ〕又は鉄・厚さ0.5mm、φ38.1mm、H=1.8m	339本	
支柱基礎部 (セパレート式)	FRP・ABS樹脂被覆〔径：26mm以上×長さ：1.0m以上〕 又は鉄・厚さ1.6mm、25mm角、H=0.99m	339本	
支柱キャップ	ロープ止め機能付	339個	
支柱控えロープ (標準張り、斜め張り用)	PE、径：4mm以上	770m	55m × 14巻
固定アンカー (支柱控えロープ、ネット沈み込み防止ロープ用)	ABS等樹脂製、L=400mm以上	237本	ネット沈み込み防止ロープは斜め張り用
扉用支柱（オレンジ又は黒）	FRP、径：33mm、高さ：2.4m	8本	
結束バンド	耐候性、長さ：200mm以上	48袋	100本/袋
括り付けロープ (立木利用、上段用)	PE、径：8mm以上	660m	55m × 12巻
括り付けロープ (立木利用、中段用)	PE、径：4mm以上	660m	55m × 12巻

- 2 獣害防止ネット及びロープ等は、野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等が生じにくいものを購入すること。
- 4 各物品の購入にあたっては、上記1、2、3の条件及びこれらと同等の品質及び規格を有すること。
- 5 各物品が納入される際は、指示した品質及び規格と相違がないか監督職員の確認を受けること。
- また、納品書等については必ず監督職員に提出すること。
- 6 その他の必要事項については、監督職員の指示によること。

単木保護資材設置仕様書

(本体の組立)

- 2 支柱は本体ネット内側にある耳部の中（スリーブ）へ通し入れること。

(支柱の打込)

- 3 支柱は斜面に対して谷側へ設置すること。
- 4 土中の石や根を避けて挿す必要があることから、鉄筋等で予めガイド穴を空けて行うこととし、その際、植栽木からは指3本程度の距離を離すこと。
- 5 ハンマー等での打ち込みはなるべく行わず、土中へ挿す深さは40cmとし、その際、支柱先端から40cmの部分にある印が隠れる程度を基準とすること。

(植栽木への設置)

- 6 植栽木へ本体をかぶせる際は下枝を束ねて入れ、苗木の先端を曲げないように注意すること。
- 7 かぶせた本体ネットの下部を地面と密着させるため、本体ネットに竹杭を打ち込んで地面に固定することとし、その位置は、支柱の設置位置と反対の山側とすること。
- 8 本体ネットに竹杭を貫通させる位置は、本体ネットに印された2箇所黒線部分を重ね合わせた位置とし、ネット端部の余る部分は、竹杭の返し部分に引っ掛けて処理すること。

(本体と支柱の結合)

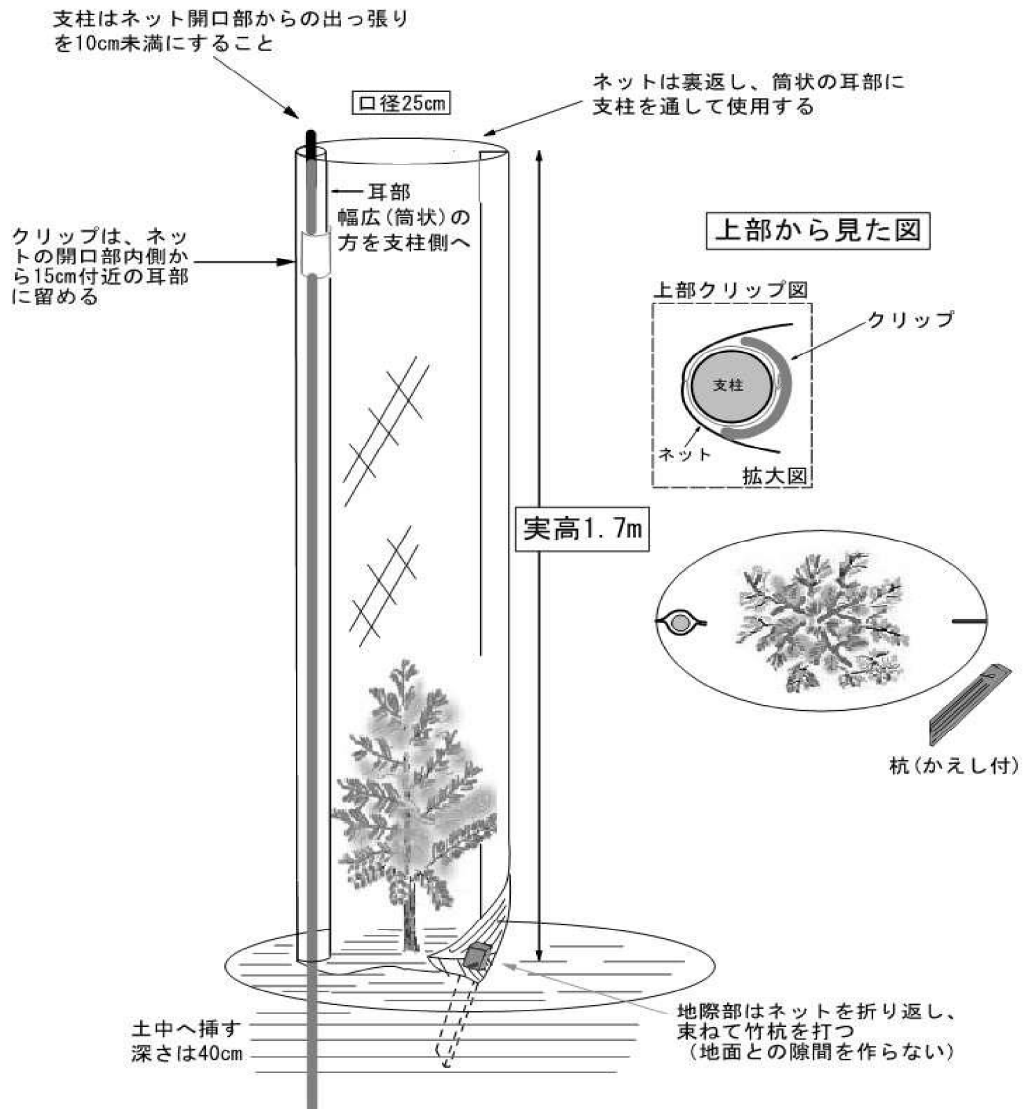
- 9 本体ネットと支柱の結合は、クリップを使用して本体ネットの上部から15cm程度の内側で行うこととし、後でクリップが外れることの無いよう、確実に留めること。
- 10 結合する際は、支柱が本体ネットの上部からできるだけ飛び出ないように注意すること。

(その他)

- 11 資材に取扱説明書がある場合は、設置前に必ず確認し手順を十分に理解してから設置を行うこと。
- 12 その他の技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

(別図)

仕様図



下刈仕様書（全刈）

（刈払上の注意等）

- 1 1回刈、2回刈を一括契約した場合、1回刈終了後に直ちに部分検査を受けなければならない。
- 2 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 3 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

（アフリカ豚熱（ASF）対策）

- 5 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 6 アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
また、府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款第20条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

（その他）

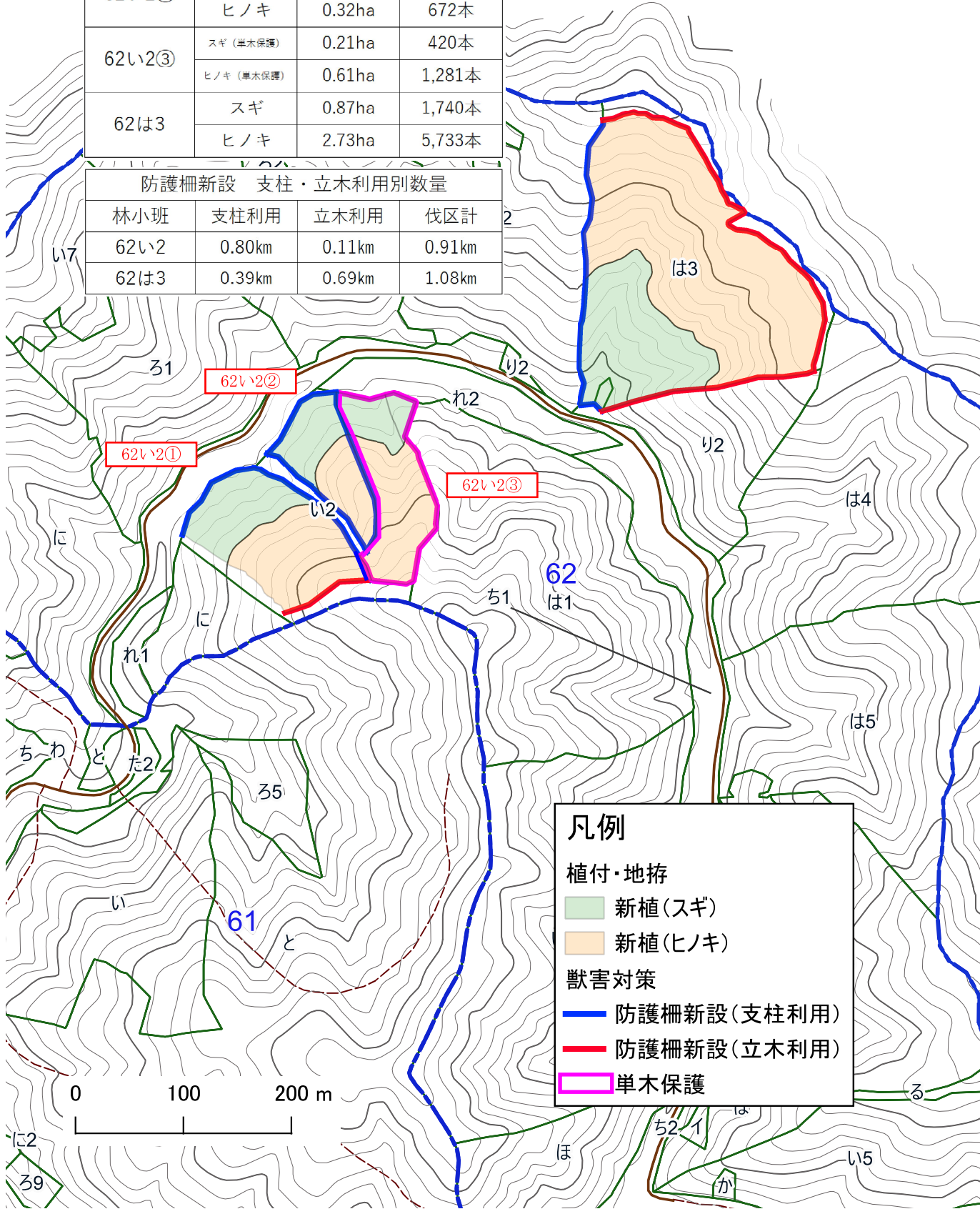
- 7 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。
- 8 誤伐率の低減、労働安全の確保を目的とする通年刈りであるので、9月以降に実行すること。

宮城川国有林森林整備事業(造林)位置図
【縮尺 1/5,000】(A4サイズ)



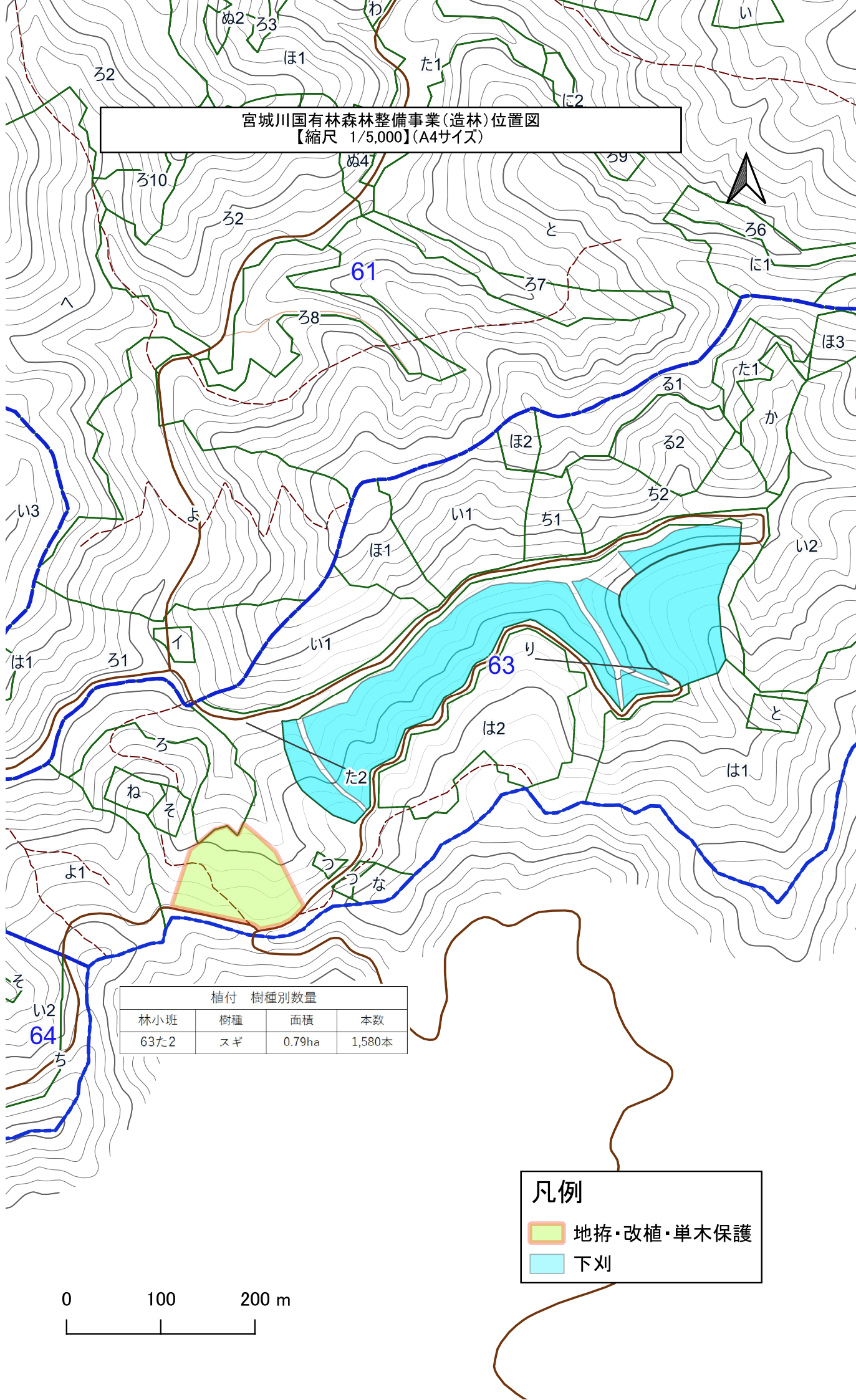
植付 樹種別数量			
林小班	樹種	面積	本数
62い2①	スギ	0.53ha	1,060本
	ヒノキ	0.77ha	1,617本
62い2②	スギ	0.33ha	660本
	ヒノキ	0.32ha	672本
62い2③	スギ(単木保護)	0.21ha	420本
	ヒノキ(単木保護)	0.61ha	1,281本
62は3	スギ	0.87ha	1,740本
	ヒノキ	2.73ha	5,733本

防護柵新設 支柱・立木利用別数量			
林小班	支柱利用	立木利用	伐区計
62い2	0.80km	0.11km	0.91km
62は3	0.39km	0.69km	1.08km



凡例	
植付・地拵	
	新植(スギ)
	新植(ヒノキ)
獣害対策	
	防護柵新設(支柱利用)
	防護柵新設(立木利用)
	単木保護

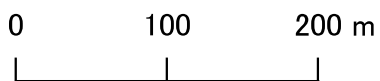
宮城川国有林森林整備事業(造林)位置図
【縮尺 1/5,000】(A4サイズ)



植付 樹種別数量			
林小班	樹種	面積	本数
63た2	スギ	0.79ha	1,580本

凡例

- 地拵・改植・単木保護
- 下刈



(別紙) 契約情報の公表様式
令和8年度 請負事業の作業条件等

和歌山森林管理署

事業名：宮城川国有林森林整備事業(造林)

作業種	国有林	林小班	記番	実行数量 (ha)	作業期間	林分条件	作業条件			
						傾斜・植生 及び間伐量	作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
地拵	宮城川	62い2	地-1~3	2.77	契約締結日の翌日 ~ R 9. 2. 26	中100%	機械	18.0	52	すさみ町役 場佐本出張 所
		62は3	地-4	3.60		中100%		18.0	59	
		63た2	地-5	0.79		やや易100%		17.0	39	
計				7.16						
植付	宮城川	62い2	新-1~3	2.77	契約締結日の翌日 ~ R 9. 2. 26	スギ難100%、ヒノキ中100%	人力	18.0	52	すさみ町役 場佐本出張 所
		62は3	新-4	3.60		スギ中100%、ヒノキ中100%		18.0	59	
		63た2	改-5	0.79		スギ易100%		17.0	39	
計				7.16						
単木保護	宮城川	62い2	単-1	0.82	契約締結日の翌日 ~ R 9. 2. 26	難100%	人力	18.0	52	すさみ町役 場佐本出張 所
		62た2	単-2	0.79		中100%		17.0	39	
計				1.61						
下刈	宮城川	63り	下-1	4.15	R 8. 9. 1 ~ R 9. 2. 26	スギ難100%、ヒノキ中100%	機械	17.4	41	すさみ町役 場佐本出張 所
		67は1	下-2	0.56		スギ中100%、ヒノキ中100%		18.0	48	
		67は2	下-3	0.48		スギ易100%		18.0	43	
計				5.19						
作業種	国有林	林小班	記番	実行数量 (km)	作業期間	林分条件	作業条件			
						傾斜・植生 及び間伐量	作業手段	人員輸送 距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	通勤起点
防護柵設置	宮城川	62い3	柵-1	0.91	契約締結日の翌日 ~ R 9. 2. 26	難36%、中64%	人力	18.0	52	すさみ町役 場佐本出張 所
		62は3	柵-2	1.08		難44%、中56%		18.0	59	
計				1.99						